

## 遺族年金の性格と現行制度の課題

百瀬 優（流通経済大学経済学部 教授）

### 要旨

本稿では、まず、遺族年金の性格を四つに整理し、日本の遺族年金が、どのような性格を重視した制度となっているのかを確認した。次に、遺族年金を取り巻く環境の変化を踏まえて、これからの制度のあり方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合など、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直すという四つが考えられることを指摘した。最後に、現行制度にかかわる論点をいくつか取り上げて、その課題と改革の方向性について論じた。

今後、様々な観点から遺族年金をめぐる議論が活発化し、社会経済状況の変化に合わせた遺族年金改革が行われることを期待したい。

### 1. はじめに

社会保障審議会年金部会は、2019年12月公表の「議論の整理」において、今後の年金改革の方向性として、「障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべきである」と指摘している。前回の2020年改正では、遺族年金に直接関係する改革は行われなかったが、制度を取り巻く環境は変化しており、その改革の必要性は高い。次回改正では、一定の見直しが行われることが予想される。本稿では、そうしたことを踏まえて、遺族年金の性格を整理した後に、現行制度の課題と改革の方向性について論じたい。

### 2. 遺族年金の四つの性格

多くの国で社会保障制度の一つとして設けられている遺族年金は、基本的に、遺族が生活を営む、あるいは、立て直すために必要な金銭を支給することを目的としている。その意味で、遺族年金の理念を一言で表すのであれば、遺族に対する生活保障になる。しかしながら、この給付が有する性格は一つではなく、以下の四つに整理することができる<sup>1</sup>。

第一に、遺族の生活変化に対する一時的支援である（性格①）。配偶者等の死亡に直面した遺族には、一時的な金銭的支出が生じるだけでなく、（再）就職や転職に向けた活動を始めとして、生活の立て直しを図るための準備期間が必要になることが多い。遺族年金は、こうした状況に対する一時的支援としての性格を有している。

第二に、現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障である（性格②）。配偶者等が死亡した場合、その遺族は、死亡した者が生存していれば期待できた収入を失うことになる。特に、遺族に未成年の子がいる場合には、養育費がかかること、遺族配偶者の就労が相対的に難しいことなどから、遺族年金が、その失われた収入の代替として、遺族に対する中長期的な所得保障の性格を有することが多い。また、遺族に子がいない場合でも、遺族配偶者が中高年齢であるなど、就労が困難と見なされるケースでは、同様の観点から遺族年金が支給されることがある。

第三に、高齢遺族に対する老齢年金の代替・補足である（性格③）。高齢期に配偶者を亡くした遺族の場合、それまでの就労状況等を反映して、老齢年金を受給できない、あるいは、老齢年金額が低くなる可能性がある。また、現役期に配偶者を亡くした場合でも、その後十分な拠出記録を積み上げられな

いこともあり得る。こうした場合に、高齢遺族に対する所得保障として、遺族年金が老齢年金の代替・補足という性格を担うことがある。

第四に、死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承である（性格④）。公的年金の受給権を世帯で築き上げた財産と捉えた場合、遺族年金には、その受給権を遺族に継承するという性格もある。一つは、遺産相続的な観点から、もう一つは、死亡した被保険者の保険料拠出に貢献したことの対価として、被保険者の受給していた（受給するはずであった）年金の一部を遺族に支給するというものである。

このように、遺族年金には複数の性格があるが、国によって、重視される性格には濃淡がある。さらに、時代の経過とともに、その性格も変化している。以下では、現在の日本の遺族年金が、どのような性格を有しているのか、そして、どの性格を重視した制度となっているのかを確認したい。

まず、遺族基礎年金は、国民年金の被保険者等が死亡した場合に、死亡した者によって生計を維持されていた「子<sup>2</sup>のある配偶者」又は「子」に支給される年金であり、②の性格を有している。かつては、支給対象となる遺族は、「子のある妻」又は「子」に限定されていたが、この男女差は解消され、死別父子世帯も支給対象となっている。一方で、遺族に子がない場合には支給されないため、遺族基礎年金は、遺児のいる世帯に着目した経済的支援と位置付けられる。また、高齢遺族が受給者となる可能性は低く、老齢年金との併給も認められないため、遺族基礎年金は③の性格を有していない。

次に、遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者や老齢厚生年金の受給権者等が死亡した場合に、死亡した者に生計を維持されていた配偶者・子、父母、孫、祖父母のうち、最も優先順位の高い遺族に支給される年金である。遺族に「子がいる場合」には、遺族基礎年金に上乘せをすることで、性格②の役割を強化している。死別母子世帯の場合は寡婦に、死別父子世帯の場合は寡夫の年齢によって寡夫あるいは遺児に遺族厚生年金が支給される。

さらに、遺族に「子がない場合」でも、遺族が妻であれば、女性の雇用機会や労働条件を考慮して、夫死亡後に就労による自活をすることが困難であろうという想定のもとに、年齢にかかわらず、遺族厚

生年金の支給対象となる。40歳以上65歳未満で遺族基礎年金の受給権を有しない寡婦には、中高齢寡婦加算も遺族厚生年金の額に加算される。遺族厚生年金本体の給付期間は、再婚等がなければ、無期給付であり、遺族が妻であれば、②の性格が強い。ただし、夫死亡時に30歳未満の「子のいない妻」に対する遺族厚生年金は5年間の有期年金となっている。この5年間については、経済的な自立に向かうための準備期間と位置付けられていることから、性格①の要素も部分的に有している。

また、現在でも、老齢厚生年金の受給可能性や年金額には男女差が大きいいため、高齢期に夫を亡くして遺族厚生年金を老後に受給する寡婦や、現役期に夫を亡くして現役期から老後まで継続的に遺族厚生年金を受給する寡婦が多い<sup>3</sup>。遺族厚生年金は女性の低年金化を防いでおり、遺族が妻の場合、性格③としての役割が大きい。

それに対して、遺族が「子のいない夫」の場合、遺族厚生年金は、妻死亡時に夫が55歳以上であった場合にのみ受給権が生じる。さらに、60歳になるまで支給が停止される。遺族基礎年金とは異なり、明確な男女差が残っており、遺族が夫であれば、現役期は働いて自活できるとの判断のもとに、年齢要件が課されており、②の性格は限定的である。また、寡夫の場合、前述したような5年間の有期年金も存在せず、①の性格は考慮されていない。一方で、妻死亡時に高齢者であった夫の場合、遺族厚生年金の支給対象となるため、制度上、③の性格が存在する。ただし、遺族厚生年金を受給する高齢寡夫は、高齢寡婦に比べて極めて少なく、遺族が男性の場合、実態上、③の性格は強くない。

その他、遺族厚生年金は、死亡した者の父母、孫、祖父母が受給者となることもあり得る。それぞれ年齢要件が課されており、父母、祖父母については、性格③の観点から、孫については、性格②の観点から支給が行われていると考えられる。

なお、制定当初の労働者年金保険法では、原則として、被保険者期間が20年以上の加入者が死亡した場合にのみ、遺族年金が支給されていた。さらに、受給者が遺族配偶者となる場合、生計維持要件も問われなかった。また、転給の仕組みもあり、④の性格が強かったと評価できる。現在でも、長期要件に

よる遺族厚生年金があり、かつ、比較的緩やかな生計維持要件で年金が支給されているため、遺族厚生年金には、性格④の要素があると見ることもできる。しかしながら、基本的には、性格④の側面は弱くなっている。

### 3. 遺族年金を取り巻く環境の変化と これからの遺族年金のあり方

前節で確認したような遺族年金のあり方は固定的なものではなく、社会の変容に合わせて修正していくべきものである。とりわけ、近年、遺族年金を取り巻く環境が大きく変化しており、それに伴う見直しが必要になっていると思われる。

第一に、女性の労働力率の上昇や男女間賃金格差の縮小である。まず、生産年齢の女性の労働力率<sup>4</sup>は1985年の54.5%から2020年の72.6%へ着実に上昇している。男性の労働力率との差も、1985年の28.7%ポイントから2020年の13.9%ポイントにまで縮小している。夫婦の働き方を見た場合、男性片働き世帯が減少し、男女共働き世帯が一般化しつつある。将来的には、夫婦共働きがより増加し、世帯収入に占める妻の収入の割合も増加していくであろう。さらに、妻が家計の主たる稼ぎ手という夫婦も増えていく可能性がある。また、男女間賃金格差も縮小傾向にある。OECDのデータによれば、フルタイム労働者の男女間賃金格差<sup>5</sup>（男性所得の中央値に対する男性と女性の所得中央値の差）の日本の数値は1985年の41.7%から2021年の22.1%までほぼ一貫して減少している。

確かに、労働力率の男女差は残っており、男女間賃金格差も先進諸国の中では大きな数値を示している。さらに、日本では、女性において非正規雇用者の割合が高く、フルタイム労働者と比較した場合の短時間労働者の賃金水準も特に低い。労働力率やフルタイム労働者の賃金だけでは測れない男女差が存在する。しかしながら、労働市場の男女間格差は縮小傾向にあり、今後もそれが続くものと予想される。

こうした社会状況の変化によって、少なくとも、寡夫であれば自活可能で、寡婦であれば自活困難と想定することは難しくなっている。そうした想定に基づいた制度設計は見直しが求められる。また、子がない場合は、夫婦の一方が死亡した後も、移行

期間があれば、遺族配偶者が就労自活をできる可能性が高まっている。それゆえ、子のいない寡婦に対して中長期的な所得保障を続けることの是非が問われる一方で、遺族配偶者に対する一時的支援や遺児に対する経済的支援という側面の重要性が高まっていくと思われる。

第二に、厚生年金保険料を納付する女性及び老齢厚生年金を受給する女性の増加である。女性の労働力率が高まり、厚生年金の適用対象となる女性が増加すれば、多くの女性が厚生年金保険料を納付するようになり、その納付期間も伸びる。遺族年金に男女差が残る場合、女性の拠出した保険料は、男性の拠出した保険料と比べて遺族への給付に結びつきにくくなる。女性の保険料拠出者の増加に伴って、この点がより問題視されるようになるとと思われる。

さらに、就労する女性が増えれば、自らの保険料拠出によって、老齢厚生年金を受給する女性も増加する。こうしたなかで、妻が働いて保険料を納付したことが、夫死亡前だけでなく夫死亡後にも、年金額に実質的に反映されるような仕組みの構築が求められる。

また、現時点では、老齢厚生年金の年金額の男女間格差が顕著であるが、今後の労働市場の男女間格差の縮小、女性の出産後就業継続率の向上、さらに、厚生年金の適用拡大などの制度改正を通じて、将来的には、この格差も縮まっていくことが期待される。そうなった場合、高齢期に支給される遺族厚生年金も今の形を維持することは困難になっていくであろう。

第三に、世帯のあり方の多様化である。それは、かつての年金制度が想定していた「夫が主に働き、妻は、現役期は夫の賃金に、高齢期は夫の老齢年金に経済的に依存する」という家族モデルに当てはまる世帯が減っているというだけにとどまらない。

ほとんどの男女が結婚した時代とは異なり、いわゆる生涯未婚率が上昇し、単身世帯が増加している。さらに、結婚した場合も、かつてに比べて、離婚に終わることが多くなっている。また、同性カップルの増加も指摘できる。これらの傾向は、被保険者が死亡した時に遺族年金を受給できる遺族そのものを相対的に減少させる。それゆえに、遺族年金の給付に要する費用をすべての被保険者に負担させつつ、

片働き世帯の夫が死亡した場合に手厚い給付を妻に行うことは、保険料負担者の合意を得にくくなっていく可能性がある。

以上のような環境の変化を踏まえれば、これからの遺族年金のあり方として、①遺族厚生年金の支給要件などに残る男女差を解消していく、②遺族配偶者の性別を問わずに、遺族の生活の立て直しを図るための一時的支援としての性格も重視する、③中長期的な所得保障という性格は、遺族配偶者に子がいる場合など、遺児のいる世帯に重点を置く、④高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給方法を見直すという四つが考えられる。このことを意識しながら、次節では、現行制度の課題と改革の方向性について、個別に論じたい。

#### 4. 遺族年金の課題と改革の方向性

##### (1) 遺族厚生年金の支給要件の男女差

日本では、遺族厚生年金について、支給要件の男女差が現存するが、欧米諸国では、女性の就業の変化に合わせて、1980～90年代に遺族年金にかかわる男女差が解消されている。現在の日本の労働力率の男女差や男女間賃金格差は、1980～90年代の欧米諸国の数値とほぼ変わらないところまで縮小している。欧米諸国も、労働市場において、現在の日本と同程度の男女間格差が残っている段階で、将来の女性の労働力率や賃金水準の高まりを見越して、遺族年金の男女差を解消している。また、解消の理由として、男女平等の理念も大きく影響している。いくつかの国では、遺族の男女間差別だけではなく、抛出を行った女性労働者への差別の解消という観点も重視されている。

前節で確認した理由に加えて、海外の動向を踏まえても、今回の年金改正では、遺族厚生年金の支給要件の男女差を解消することが求められる。留意点は、その解消方法である。最も単純な解消方法は、現在の寡婦の取扱いに一致させる方法と現在の寡夫の取扱いに一致させる方法である。しかしながら、遺族男性の就労環境を考えれば、子のいない寡夫について、現在の寡婦と同じように、30歳以上で遺族年金の無期給付の対象とすることは適切ではない。逆に、配偶者死亡時55歳未満で子のいない寡婦について、現在の寡夫と同じように、遺族年金の対象外

にすることも適切とは言えない。子がいない場合でも、配偶者を亡くしたことによる生活への影響は甚大である。

それゆえ、男女差は、単純な解消方法ではなく、後述するように、子のいない遺族配偶者に対する遺族年金の有期化という新たな共通枠組みのなかで行う方向性が考えられる。また、仮に男女差を解消するにしても、短期的には現在の就労環境の男女差などを考慮して、十分な経過措置を設ける必要がある。さらに、改革に合わせて、非正規割合の男女差や正規非正規の賃金格差の解消に向けた労働政策に力を入れていくことも求められる。

##### (2) 子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の支給期間

日本では、子のいない寡夫が遺族厚生年金を実際に受給できるのは、60歳以降である。一方、子のいない寡婦の場合、被保険者死亡時に30歳未満であれば、遺族厚生年金は5年の有期給付になり、30歳以上であれば、無期給付になる。欧米諸国では、子のいない遺族配偶者の場合、一定の移行期間があれば自活できるという判断や遺族配偶者の就労を促すという狙いから、遺族年金は無期給付から有期給付への移行が進められている。

遺族厚生年金においても、子のいない現役期の寡婦に対する無期給付は、女性の就業環境の変化、就労を阻害する可能性、未婚者とのバランスという観点から見直しが求められる。一方で、配偶者死亡後の就労が求められるのであれば、遺族配偶者の生活の立て直しを図るための一時的支援としての遺族年金の重要性が高まる。また、配偶者の死亡による一時的な生活への影響は寡婦だけに生じるものではなく、寡夫にも生じる。

それゆえ、子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金は、男女を区別せずに、現役期については、5年の有期給付の対象とするという方向性が考えられる。ただし、経過措置として、期限を区切って、被保険者死亡時に一定年齢以上の寡婦（あるいは、一定の生年月日以前の寡婦）については、現行の無期給付の対象とすることも必要と思われる。

また、子のいない現役期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金を有期とする場合でも、当該遺族の老後

の所得保障のあり方は別途検討を要する。配偶者死亡時の年齢によっては、現役期の生活費を稼げたとしても、老後の報酬比例部分の年金を十分に確保できない可能性がある。これに対応するためには、有期給付が終了した後、当該遺族が高齢期になった段階で、遺族厚生年金の支給を再開し、本人の老齢厚生年金と調整したうえで支給するという方法が考えられる。あるいは、死亡した配偶者の方が給与収入が多かった場合は、死別時にも、離婚時年金分割のように、婚姻期間中の保険料拠出記録を分割し、遺族配偶者が老齢年金を受給する際に、それを年金額に反映させるという方法もあり得る。

### (3) 子のいる遺族配偶者に対する遺族年金のあり方

日本では、子のいる遺族配偶者に対しては、男女を問わずに、遺族基礎年金が支給される。さらに、死亡した者が厚生年金の被保険者等であれば、遺族厚生年金も支給される。ただし、遺族配偶者が夫で、被保険者死亡時に55歳未満だった場合は、遺族厚生年金は寡夫ではなく遺児に支給される。欧米諸国においても、子がいる場合の就労制約に対する配慮と遺児に対する経済的支援の重視という観点から、子のいる遺族配偶者に対しては、子が一定年齢に達するまで、遺族年金を支給することが一般的である。それに加えて、遺児に対して別個の年金や手当を支給する国も多い。

子のいる遺族配偶者に対する遺族基礎年金・遺族厚生年金は、遺児に着目した中長期的な所得保障として、今後も、子が18歳年度末に達するまでは、支給を続けることが求められる。さらに、男女差解消の観点からは、子のいる寡夫の場合、年齢にかかわらず、寡夫に遺族厚生年金を支給する必要がある。また、遺族基礎年金に関しては、百瀬（2022）で詳しく論じたように、第3子以降の加算額を引き上げる方向での検討も求められる。

その一方で、子が18歳年度末に達した後の遺族厚生年金の取扱いは、子のいない現役期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金の見直しと足並みを揃える必要がある。子のいない遺族配偶者に対する有期給付を拡大していくのであれば、将来的には、子のいる遺族配偶者に対する遺族厚生年金の支給期間も、「子が18歳年度末に達したとき」か「受給開始から5年

経過したとき」のどちらか遅い方までとするという方向性が考えられる。あるいは、子が18歳年度末に達したときからさらに5年間の有期給付とする方法もあり得る。

### (4) 生計維持要件

配偶者等が死亡した場合でも、遺族に十分な収入があれば、所得保障の必要性は少ないと考えられる。日本では、被保険者等の死亡当時に、その者によって生計を維持されていた遺族に遺族年金が支給される。その判断基準として、生計同一要件と収入要件による生計維持要件が設けられている。一方で、受給開始後の所得調査による減額や支給停止は存在しない。欧米諸国では、遺族配偶者に対する遺族年金について、生計維持要件は存在しないが、国によっては、遺族の所得額に応じて、年金額を減額している。

現在の収入要件が遺族の前年収入850万円（所得655.5万円）未満と緩やかであるため、遺族本人の収入で平均以上の生活水準を確保できる場合であっても、遺族年金は満額支給される。現役期の男性も支給対象に含まれるようになったり、女性の賃金が上昇したりするにつれて、本人収入の高い遺族年金受給者も増加する。それゆえに、こうした遺族に対する給付のあり方が問われるようになる。

ただし、収入要件を下げることの弊害は大きい。収入要件を満たすか否かは、原則として死亡時の一時点で判断されるため、その時点で要件を満たして受給を開始すれば、その後に年収が基準額を超えても、支給は継続される。逆に、（定年退職等の事情により近い将来に収入が基準額未満になると認められる場合を除き、）その時点で要件を満たせなければ、その後に年収が基準額を下回っても、遺族年金は支給されない。基準額を引き下げれば、いずれのケースも発生する確率が高くなる。それゆえに、高所得の遺族に対する給付を制限する方法として、収入要件ではなく、受給開始から一定期間経過後は、遺族の所得に応じて年金額を調整していく方向性が考えられる。

その一方で、社会保険方式で所得調査を導入することには否定的な意見も根強い。この点を重視するのであれば、所得調査ではなく、遺族年金を就労収

入等と合わせて課税対象とすることで、実質的に年金額を調整するという方法もある。また、これからの遺族年金が、遺族の生活変化に対する一時的支援や遺族に子がいる場合の経済的支援に重点を置くのであれば、そうした支援の必要性は高所得者にも一定程度認められるため、収入要件も所得調査もいざずれも不要とするという選択肢も考えられる。

#### (5) 高齢遺族に対する遺族年金

65歳以上の遺族配偶者が受け取る年金の給付水準は、「①本人の老齢厚生年金」、「②死亡した配偶者の老齢厚生年金額×3/4」、「③死亡した配偶者の老齢厚生年金×1/2+本人の老齢厚生年金額×1/2」のなかで最も高額のものになる。遺族配偶者が遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権を両方有する場合は、老齢厚生年金をまず全額支給して、②や③がそれを上回る場合は、その高い方の金額と老齢厚生年金の差額が遺族厚生年金として支給される。欧米諸国では、日本と同様に、遺族年金の支給対象に高齢遺族を含める国がある一方で、老齢年金支給開始年齢以降の遺族を支給対象外とする国もある。

現時点では、女性の老齢厚生年金の受給額が低く、当面は、高齢寡婦に対して、遺族厚生年金による所得保障を行うことの必要性が残る。ただし、現行制度では、夫の死亡後に受け取る年金に関して、片働き世帯に比べて、共働き世帯が不利となる状況も生じている。夫の現役時収入が同額のケースで考えた場合、共働き世帯では、世帯の保険料負担額が多くなる分、夫死亡前の世帯年金額は増加する。ただし、妻の老齢厚生年金が夫の半分以下であれば、夫死亡後の妻の年金額が、片働き世帯だった妻と同額になる。さらに、課税面も考慮すれば、実際に手元に残る金額は、片働き世帯だった妻よりも少なくなる。

それゆえに、共働き世帯の増加に合わせて、遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整方法の見直しを検討する余地がある。例えば、夫婦の老齢厚生年金の合計額の60%を夫死亡後に妻が受け取る報酬比例部分の年金額の基準として、その金額と妻の老齢厚生年金の差額を遺族厚生年金として支給する方法がある<sup>7</sup>。この方法であれば、夫の現役時収入が同額のケースで考えた場合、共働き世帯では、夫死亡後に妻が受け取る年金額が、妻の給与が低かったとしても、片

働き世帯の妻を上回る。ただし、この調整方法では、現行制度に比べて、夫死亡前の世帯年金額が少ない世帯において、夫死亡後に妻が受け取る年金額が減少する点、夫婦ともに老齢厚生年金が高い場合でも、夫死亡後に妻に遺族厚生年金が支給される点などの是非が論点になる。こうした観点から、調整方法の見直しが難しいとすれば、少なくとも、高齢期の遺族厚生年金に対する非課税措置を見直すことが求められる。

さらに、将来的には、労働市場の男女差縮小の動向に応じて、高齢期の所得保障は老齢年金で行うことを徹底し、前述した死別時年金分割を活用することで、老齢年金支給開始年齢に達した後の遺族には遺族厚生年金を給付しないという取扱いも考えられる。

#### 5. おわりに

前節で述べたこと以外にも、今後の改革の方向性として、以下の3点が挙げられる。第一に、世帯のあり方の多様化を踏まえて、パートナーシップ法や同性婚法の成立が前提とはなるが、同性カップルにも遺族年金の支給範囲を広げていくことを検討する余地がある。第二に、生活の立て直しを図るための支援としての性格を重視するのであれば、その手段の一つである再婚を阻害することは望ましくない。特に有期給付については、失権事由から再婚を外すことも考えられる。第三に、制度開始から何十年も経過し、公的年金の成熟化が進んだ今日において、死亡した者の父母や祖父母にまで遺族年金の支給を認める根拠はかなり失われている。父母や祖父母に対する遺族厚生年金の支給を行うべきか再検討する時期に来ている。以上に加えて、給付水準、中高齢寡婦加算や寡婦年金、子に支給される遺族基礎年金が、生計を同じくする父又は母があるときに支給停止となる件など、本稿で取り上げることのできなかつた論点も多い<sup>8</sup>。それらも含めて、今後、様々な観点から遺族年金をめぐる議論が活発化し、受給者の就労・生活実態に関する分析なども踏まえたうえで、社会経済状況の変化に合わせた遺族年金改革が行われることを期待したい。

.....

〈注〉

- <sup>1</sup> 本文で整理する四つの性格について、詳細は百瀬（2017）pp.194-198を参照。
- <sup>2</sup> 本稿では、特に断りのない限り、子は年金法上の子を指す。
- <sup>3</sup> 厚生労働省「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）令和2年」の統計表に基づけば、国民年金及び厚生年金保険の遺族年金の受給者全体（子、孫たる受給者を除く）の90%が65歳以上の寡婦である。一方、65歳以上の寡夫が受給者全体に占める割合は1.3%である。
- <sup>4</sup> 本文の数値は、厚生労働省『令和2年版働く女性の実情』付表3に基づく。
- <sup>5</sup> 本文の数値は、OECD Data, Gender wage gapに基づく。
- <sup>6</sup> 次節では、現行制度の課題に関連して、欧米諸国の状況も紹介するが、紙幅の関係で簡潔にしか触れることができない。詳細は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）『働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究 平成28年度 総括・分担研究報告書』の各論文を参

照。なお、本稿での欧米諸国とは、同研究事業の対象国のアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンを指す。また、遺族年金の改革の方向性についての記述は、百瀬（2020）をもとに加筆を行っている。

- <sup>7</sup> この調整方法の内容や効果について、詳細は百瀬（2017）pp.241-244を参照。
- <sup>8</sup> 寡婦年金及び子に対する遺族基礎年金の支給停止については、百瀬（2022）を参照。

## 参考文献

- 百瀬優（2017）「今後の遺族年金のあり方に関する論点整理」厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）『働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究 平成28年度 総括・分担研究報告書』。
- 百瀬優（2020）「遺族年金の未来」『企業年金』2020年4月号。
- 百瀬優（2022）「寡婦年金・遺族基礎年金に関する論点と今後の見直しの方向性」『週刊社会保障』No.3163。